

生活保護法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

- 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百四十八号）（抄）
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（保護に関する事務の委託）</p> <p>第一条 生活保護法（以下「法」という。）第十九条第四項に規定する保護の実施機関（以下この条において「保護の実施機関」という。）は、要保護者との連絡上保護に関する事務を他の保護の実施機関に委託して行うことが適当であると認めるときは、<u>法第十九条第五項の規定により、当該要保護者に係る保護に関する事務を他の保護の実施機関に委託することができる。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（保護の方法の特例）</p> <p>第三条 法第三十七条の二に規定する被保護者（同条に規定する<u>教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。</u>）が支払うべき費用であつて政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定める者は、<u>同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金銭について、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。</u></p>			
<p>支払うべき費用であつて政令で定めるもの</p> <p>（略）</p>	<p>政令で定める者</p> <p>（略）</p>	<p>支払うべき費用であつて政令で定めるもの</p> <p>（略）</p>	<p>政令で定める者</p> <p>（略）</p>

<p>法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金の償還に係るもの</p> <p>法第三十二条第二項に規定する教育扶助のための保護金品により支払うべき費用であつて、被保護者の通学する学校を設置する者が徴収するもの</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>当該被保護者の通学する学校を設置する者</p>	<p>法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金の償還に係るもの</p> <p>(略)</p>
---	---------------------------------------	--

(法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律)

第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第五項

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金の償還に係るもの</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
------------	------------	--

(法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律)

第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項

及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇三十二 (略)

(法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律)

第四条の三 法第五十一条第二項第八号(法第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇三十五 (略)

(介護扶助に関する読替え)

第六条 法第五十四条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第六条の二 法第五十四条の二第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(返還額等の収納の委託)

第十一条 都道府県又は市町村(以下この条において「都道府県等」という。)は、法第七十八条の三第一項の規定により返還額(同項に規定する返還額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。)又は徴収額(同項に規定する徴収額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の見やすい方法により公表しなければなら

及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇三十二 (略)

(法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律)

第四条の三 法第五十一条第二項第八号(法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇三十五 (略)

(介護扶助に関する読替え)

第六条 法第五十四条の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第六条の二 法第五十四条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(新設)

ない。

2 法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県等の規則の定めるところにより、その収納した返還額又は徴収額を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県等又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条に規定する当該都道府県等の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県等は、当該委託に係る返還額又は徴収額の収納の事務について検査することができる。

4 前三項の規定は、都道府県等が法第七十八条の三第二項又は第三項の規定によりこれらの規定に規定する返還額の収納の事務を私人に委託する場合について、それぞれ準用する。

（大都市等の特例）

第十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第八十四条の二第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の二十九第一項から第五項までに定めるところによる。

2 （略）

（町村の一部事務組合等）

第十三条 （略）

（大都市等の特例）

第十条の二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第八十四条の二第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の二十九第一項から第五項までに定めるところによる。

2 （略）

（町村の一部事務組合等）

第十一条 （略）

(事務の区分)  
第十四条 (略)

(事務の区分)  
第十二条 (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（生活保護に関する事務）            第七十四條の二十九（略）</p> <p>2 前項の規定は、特に必要がある場合において、都道府県知事が生活保護法第五十四條第一項（同法第五十四條の二第五項及び第五十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定による事務を管理し及び執行することを妨げるものではない。</p> <p>3 6（略）</p>	<p>（生活保護に関する事務）            第七十四條の二十九（略）</p> <p>2 前項の規定は、特に必要がある場合において、都道府県知事が生活保護法第五十四條第一項（同法第五十四條の二第四項及び第五十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定による事務を管理し及び執行することを妨げるものではない。</p> <p>3 6（略）</p>